第七章　罰則

（罰則）

第百十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者

二　第百四条第一項又は第百八条第一項の規定による命令に違反した者

2　（略）

第百十八条　第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（削る。）

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者

二　第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者

三　第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百二十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百十七条第一項、第百十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五章　罰則

（罰則）

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十三条の三、第三十四条第三項、第三十五条、第三十七条第二項、第四十二条第三項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条第三項、第四十七条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十八条から第八十条まで、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二　第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第七十六条、第七十七条、第八十二条第二項、第九十一条の五第一項、第九十一条の六第一項、第九十三条第二項、第百条第二項、第百二条第二項又は第百四条第二項の規定による命令に違反した者

2　（略）

第百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定による命令に違反した者

二　第二十条第一項、第二十条の二第一項又は第九十八条第一項の規定による命令に違反した者

第百八条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十七条第一項又は第六十八条の規定に違反した者

二　第二十八条の二第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者

（新設）

第百九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百六条第一項、第百七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。